

第 9 1 回長野市都市計画審議会議事録

日時：令和 6 年11月13日（水）
午後 2 時

場所：第一庁舎 7 階
第一・第二委員会室

長野市都市整備部都市計画課

第 91 回 長野市都市計画審議会 次第

日 時 令和 6 年 11 月 13 日（水）午後 2 時～

場 所 長野市役所第一・第二委員会室（第一庁舎 7 階）

1 開 会

2 長野市あいさつ

3 新任委員紹介・委嘱書交付

4 議 事

（1）調査事項

ア 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について

【資料 1】

（2）その他

5 その他

6 閉 会

◎長野市都市計画審議会委員

1 番	柳 沢 吉 保	(長 野 工 業 高 等 専 門 学 校 名 誉 教 授)
2 番	築 山 秀 夫	(長 野 県 立 大 学 教 授)
3 番	梅干野 成 央	(信 州 大 学 工 学 部 准 教 授) = 欠席
4 番	寮 重 樹	(長 野 県 司 法 書 士 会 長 野 支 部 司 法 書 士)
5 番	伊 東 亮 一	(公益社団法人長野県建築士会ながの支部幹事)
6 番	金 沢 敦 志	(長 野 市 議 会 議 員)
7 番	加 藤 英 夫	(長 野 市 議 会 議 員)
8 番	西 脇 かおる	(長 野 市 議 会 議 員)
9 番	藤 澤 紀 子	(長 野 市 議 会 議 員)
1 0 番	佐 藤 高 志	(長 野 市 議 会 議 員)
1 1 番	鈴 木 洋 一	(長 野 市 議 会 議 員)
1 2 番	伊 藤 隆 三	(長 野 商 工 会 議 所 副 会 頭)
1 3 番	小 池 宏 明	(長 野 農 業 協 同 組 合 常 務 理 事)
1 4 番	酒 井 國 夫	(長野市民生委員児童委員協議会副会長)
1 5 番	挟 間 孝	(N P O 法 人 ヒ ュ ー マ ン ネ ッ ト な が の 理 事 長)
1 6 番	伊 藤 宗 正	(長 野 市 商 工 会 副 会 長) = 欠席
1 7 番	小田川 豊	(国土交通省関東地方整備局長野国道事務所 所長) = 欠席
1 8 番	坂 口 一 俊	(長 野 県 長 野 建 設 事 務 所 所 長)
1 9 番	松 島 敏 史	(長 野 中 央 警 察 署 署 長)
	代 理 久保田 享之	交通第二課規制係長
2 0 番	近 藤 利 章	(長野市農業委員会東部地区調査会 会 長)

◎説明のための出席者

建築指導課長	山 田	大
建築指導課課長補佐	相 澤	秀 明
建築指導課係長	西 山	建 吾
廃棄物対策課課長補佐	中 嶋	隆 夫
廃棄物対策課係長	松 生	真 吾

◎事務局出席者

都市計画課長	轟	誠
都市計画課主幹兼課長補佐	竹 内	昭 夫
都市計画課主幹兼課長補佐	古 澤	潤
都市計画課課長補佐	藤 澤	大 輔
都市計画課係長	龜 井	欣一郎
都市計画課技師	高 山	大 輝
都市計画課技師	依 田	拓 巳
都市計画課技師	宮 本	奨 也

◎開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから第 91 回長野市都市計画審議会を開会いたします。本日の進行を務めます、都市計画課の竹内と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の審議会は公開となりますので、ご了承ください。

傍聴されている皆様にお知らせいたします。審議会の会議中は、撮影や録音はご遠慮いただいております。ご了承ください。

会議に先立ちまして、定足数の確認を申し上げます。長野市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、定足数は委員 20 名の過半数となっております。本日ご出席の委員は 16 名でございますので、会議は成立となります。

なお、梅干野 成央委員、伊藤 宗正委員、小田川 豊委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告致します。

本日の進行につきましては、お配りしております次第に従って進めて参りますが、その前に資料の確認をお願いいたします。本日の資料は、先に郵送した資料といたしまして、次第と資料 1 でございます。次に、本日お配りさせていただいた資料といたしまして、委員名簿、座席表でございます。ご確認いただきまして、資料に不足がある方はお申し出ください。

それではお手元の次第に従って、進めて参ります。はじめに、都市計画課 課長の轟からご挨拶を申し上げます。

◎長野市あいさつ

○事務局 皆様こんにちは。都市計画課 課長の轟と申します。委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、本日の審議会にご出席いただき、厚く御礼申し上げます。また、日頃から当審議会をはじめ、長野市政についてご理解、ご協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。都市計画は市民の生活に直接影響する重要な課題であり、皆様のご意見やご助言が市の未来を形成する大切な要素となります。皆様のご協力とご支援を賜りながら、長野市のまちづくりを進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、今回の審議会から市議会議員代表の委員さんが 3 名お替わりになりました。後ほど、ご紹介させていただきます。

本日ご審議をお願いいたします案件は、1 件の調査事項でございます。委員の皆様方の幅広いご見識から、多くのご意見、ご助言をいただきますようお願い申し上げます。終わりに

なりますが、これから寒さが厳しくなって参りますので、委員の皆様方におかれましてはご自愛いただき、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

◎新任委員紹介、委嘱書交付

○司会 続いて、新たに委員になられた方を、引き続き課長の轟からご紹介申し上げます。紹介を受けられた新任委員の方は、恐れ入りますが、その場でご起立をお願いします。

○事務局 私から、新たに委員となられた方をご紹介いたします。この度、市議会議員の委員のうち、委員会等の改選の関係で新たに3名の議員の皆様が交代となりましたので、ご紹介申し上げます。市議会議員 金沢 敦志様、同じく市議会議員 藤澤 紀子様、同じく市議会議員 佐藤 高志様。

皆様の任期につきましては、「長野市都市計画審議会条例」第3条の規定により、令和8年3月末までとなります。なお、お手元に委嘱書をご用意させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○司会 それでは、これから議事に移りますが、その前にマイクの操作について説明いたします。発言される際はお近くの卓上機器の楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが点灯したことをご確認いただきながらご発言をお願いします。ご発言が終わりましたら、再び楕円形の部分を押しいただき、緑色のランプが消灯したことをご確認をお願いします。

それでは、議事に移ります。審議会条例第6条第1項の規定によりまして、柳沢会長に議長をお願いします。

◎議事

○議長 皆様こんにちは。よろしくお願いいたします。委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。次第のとおり、本日の審議案件は、調査事項が1件となっております。

皆様からご意見をいただきながら、実りのある会議にしたいと思いますので、議事の進行が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。なお、本日の議事録の署名は、築山委員様と酒井委員様にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。では、議事

に入ります。調査事項ア 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について、事務局の方から説明をお願いいたします。

((1) 調査事項ア 建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について)

○事務局 建築指導課長の山田でございます。着座にて説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。それでは私から、建築基準法の規定に基づく廃棄物処理施設の位置について、次回の都市計画審議会にお諮りすることを予定しておりますことから、今回、概略について説明させていただきます。

それではまず、建築基準法における廃棄物処理施設の取り扱いについて、ご説明いたします。2ページをご覧ください。はじめに、廃棄物処理施設について、建築基準法での規定についてご説明いたします。建築基準法では、第51条の規定により、周囲に大きな影響を与える可能性がある卸売市場、火葬場、汚物処理場、ごみ焼却場、政令で定める処理施設などの施設については、都市計画決定されたものでなければ、都市計画区域内に建築することはできないとされております。特例として、ただし書きがございます、「ただし、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その位置が都市計画に支障がないと認めて許可した場合はこの限りない」とされており、建築することが可能となります。

太字で記載しております、政令で定める処理施設につきましては、具体的には、建築基準法施行令第130条の2の2に定めております。1つ目は、一般廃棄物処理施設、これは1日当たりの処理能力が5トン以上のごみ処理施設が対象となります。2つ目は、産業廃棄物処理施設、こちらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から、13号の2に定める処理施設などが対象の施設となります。関係法令につきましては、資料の最後に参考資料として添付させていただきましたので、ご確認ください。今回申請のあった廃棄物処理施設は、赤字で記載しました、一般廃棄物処理施設に該当する施設でございます。

次に、建築許可までの流れを図にまとめましたので、ご覧ください。まず、申請者は特定行政庁である長野市に建築許可申請を行います。特定行政庁は審査内容を審査し、許可できると見込める案件について、都市計画審議会に付議いたします。都市計画審議会です承が得られましたら、特定行政庁が申請書に建築許可を行います。

3ページをご覧ください。許可申請の概要につきまして、ご説明いたします。申請者は、直富商事株式会社代表取締役 木下 繁夫。申請場所は、長野市大字大豆島字上之島 3397 番地 7。敷地及び建築物等の概要につきましては、用途地域は工業専用地域、敷地面積は 8,956.27 m²。主要用途は廃棄物処理施設。工事種別は用途変更。建築面積は 5,036.00 m²。うち、申請に関わる部分、4,666.84 m²。延床面積は 5,186.79 m²。うち、申請に関わる部分、4,514.20 m²。構造は鉄骨造、階数は地上1階となります。

今回の許可申請は、一般廃棄物処理施設の設置に関わるものであり、既存の建物を使用す

るため、建物の新築、増築などはございません。建築基準法の取り扱いは、用途変更となります。許可申請の対象となる一般廃棄物処理施設についてですが、廃プラスチック、古紙の圧縮・結束処理施設の設置でございます。

4 ページをご覧ください。申請敷地の位置でございますが、エムウェーブから南に向かう県道三才大豆島中御所線の東側に位置する大豆島東工業団地内の北側に位置しております。

5 ページをご覧ください。申請地周辺の用途地域でございます。申請地は、濃い青色の工業専用地域であり、隣接する薄い青色が、工業地域、周辺の白色の部分が市街化調整区域でございます。

6 ページをご覧ください。申請敷地周辺の土地利用状況となります。黄色が住宅地、オレンジ色が非住宅地、緑色が農地等で利用されている土地でございます。申請地は、工業専用地域でございますので、周辺には各種工場が立ち並んでおります。また、北側は市街化調整区域となっており、農業振興地域の農地として利用されております。

7 ページをご覧ください。申請に関わる建物及び処理施設について説明いたします。敷地は北、東、西側それぞれ幅員 12 メートルの長野市道に接しており、敷地内にはグレーでお示ししております 4 棟の建物がございます。①が今回申請された処理施設に関わる建物となります。②が事務所棟、③が自転車置き場、④がポンプ室でございます。申請された処理施設は、赤色で示している施設となります。処理作業は、圧縮・結束作業。処理能力は、廃プラスチックが 1 日当たり 233.2 トン。紙くずが 1 日当たり 228.8 トンでございます。

こちらの施設は既に建物内に設置されており、建築許可を必要としない圧縮・結束処理を行っております。今回は、こちらの赤色の施設を利用し、建築許可が必要な圧縮・結束処理の作業を行う申請がされたものでございます。

申請処理施設で既に行っている廃棄物処理作業についてですが、1 つ目は、有価物として買い取りを行った廃プラスチック、具体的にはペットボトルでございますが、こちらの圧縮・結束の作業を行っております。2 つ目は、産業廃棄物の廃プラスチック、具体的には、主に軟質系プラスチックでございますが、こちらの圧縮・結束処理作業を行っております。3 つ目は、有価物として買い取りを行った紙くず、具体的には古紙ダンボールでございますが、こちらの圧縮・結束の作業を行っております。今、ご説明させていただいた 3 つの処理作業は、いずれも建築許可が不要でございます。青色で示されている処理施設は、平成 30 年に建築基準法第 51 条の許可を受けた廃プラスチック類の破碎施設でございます。

8 ページをご覧ください。申請に関わる廃棄物処理作業及び申請理由についてご説明いたします。既存処理施設を利用し、新たに申請された廃棄物処理作業ですが、1 といたしまして、処理作業は、一般廃棄物として廃プラスチック、具体的にはペットボトルと軟質系プラスチックになりますが、こちらの圧縮・結束処理作業を行うものでございます。

申請理由でございますが、1 つ目の理由は、現在、市場団地にある直富商事の事業所において、一般廃棄物のペットボトルの圧縮・結束処理を行っておりますが、市場団地事業所の

処理施設は、第2工場、今回申請敷地の処理能力と比較すると、100分の1以下であり、また、手作業で行わなければならない工程があるため、処理に大変時間を要しております。従業員の働き方改革も含め、業務効率の改善を図るため、処理能力の高い施設を有する本社第2工場に処理作業を移管するためでございます。

2つ目の理由は、災害時により発生した廃棄物は一般廃棄物として処理されますが、発生した廃棄物の量が公共の処理施設の能力を超えた場合には、処理困難となってしまう、溢れてしまうことになります。その場合、本施設において、軟質系プラスチックの処理困難物に限り受け入れを行い、一般廃棄物として圧縮・結束処理を可能とするためでございます。

2といたしまして、処理作業は、一般廃棄物として、紙くず、具体的には古紙ダンボールになりますが、こちらの圧縮・結束処理の作業を行うものでございます。申請理由でございますが、現在、紙くずは有価として処理を行っておりますが、市場の相場により価格が変動するため、情勢の変化等で価格が下落した場合は、処理費用を請求することも考えられます。その場合は、一般廃棄物としての処理を行う必要があり、その事態に事前に備えておくためのものでございます。

先ほどもご説明いたしました通り、廃プラスチックの圧縮・結束、紙くずの圧縮・結束ともに、作業自体は既存の処理施設で行われておりますが、新たに申請された処理区分は、廃棄物処理法上、いずれも一般廃棄物となり、既存施設の処理能力が1日当たり5トン以上となることから、建築基準法第51条の許可が必要となります。

9ページをご覧ください。次に、この申請が許可となった場合の周辺への交通の影響につきまして、ご説明いたします。まずペットボトルについてですが、今回新たに受け入れる予定のペットボトルは、すべて北信保健衛生施設組合から発生するものでございます。北信保健衛生施設組合は、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町の5市町で組織される組合で、ごみ処理、し尿処理及び火葬場の事業を共同処理するために創設された組織でございます。平成31年3月まで長野市も組合員として加入しておりました。

青色で示しているルート①は、ひと月に3台、赤色で示しているルート②は、ひと月に6台、記載の日時に記載の場所から搬入されます。周辺の交通事情といたしましては、ひと月に9台の増加でございますので、大きな影響を及ぼすことはないと考えております。災害時の処理困難物については緊急時の対応となりますので、現時点で交通量の想定ができませんが、搬入ルートは同様と考えております。紙くずにつきましては、一般廃棄物として処理する状況になったとしても、処理量が増加するわけではないため、交通量については現状と変化はないと考えております。

10ページをご覧ください。次に、廃棄物処理施設の敷地に関する長野県都市計画審議会の判断基準に基づき、申請の計画はどのように配置されているかご説明いたします。はじめに、周囲の状況でございますが、1点目として、宅地化や市街化が促進される区域でないことという視点からは、申請地は工業の利便を増進する工業専用地域に位置し、住宅の建築は制限

されております。また、北側一帯は市街化調整区域であり、農業振興地域にも指定されていることから、今後も敷地周辺の宅地化、市街化が促進される可能性は低いと考えられます。また事業内容も、工業専用地域の土地利用に整合するものでございます。

2点目として、近隣に教育施設や福祉施設が存在しないことという視点からは、直近の幼稚園が直線距離で約500メートルの位置にありますが、本件敷地とは県道三才大豆島中御所線を挟んで反対側に立地しており、事業用車両の搬入・搬出ルートからも外れております。また、福祉施設、小・中学校医療施設につきましては1キロメートル以上離れており、敷地周辺には通学路もございません。

3点目として、災害発生の恐れの高い区域でその災害により周辺への二次的被害拡大の恐れがないことという視点からは、平坦な地形で、土砂災害の発生が想定されず、また、地盤の液状化の可能性も低い区域となっております。水害につきましては、大豆島東工業団地とその周辺一帯は、想定最大規模降雨による浸水想定が3～5メートル未満とされており、浸水の可能性がある区域となっておりますが、今回の許可に関わる廃棄物は、危険物等はなく、また、水害が予測される状況の場合に流出の恐れのあるものは、屋内に収納し、敷地外への流出を防ぐ対策をとる計画となっております。

11ページをご覧ください。次に、環境への配慮といたしまして、施設設置に伴い公害対策の関係法令に関して、適合していることが確実であると認められることという点につきましては、申請敷地のある工業専用地域は、騒音規制法及び振動規制法の規制対象区域外となっておりますが、申請者は、自主規制基準値を定めて、施設稼働後の騒音と振動の予測値がその値を超えていないことを確認しております。これまでも、自主規制値以下であることを毎月測定確認しているとともに、周辺地区や用水組合と環境保全協定を結んでおり、地区との環境懇談会において測定結果を報告しております。

運搬車両の周辺への影響でございますが、1点目として、交通渋滞による道路交通に支障がないことという視点からは、収集運搬車両の通行予定する交差点について、現況の交通量調査を実施し、交通渋滞が発生していないことを確認しており、計画では、ひと月に9台の増加であるため、周囲に対する影響はないものと考えられます。

2点目として、交通安全上支障がないことという視点からは、収集運搬車両の経路は、両側歩道を含む十分な幅員を有しております。運搬車両についても、通常の収集車を用いることから、交通安全上支障ないと考えられます。

景観への配慮につきましては、施設の高さ、大きさに応じて、植樹等により景観への配慮されていることという視点から、現施設は長野市緑を豊かにする条例に定められた緑地基準を満たしており、景観への配慮がなされていると判断できます。

12ページをご覧ください。最後に、判断基準とは別に、本許可申請と並行して進めている長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に関わる手続きとして、本年5月に行われた事業計画概略説明会で寄せられた主な質問等をまとめております。許可の取得目的や、周辺

環境に対する質問、意見がありましたが、申請者側から考え方や対応等についての回答を行った結果、特に反対する意見等はなかったとのことでございます。

また、先週の金曜日、11月8日に先ほどの条例に基づく2回目の説明会となる事業計画説明会が行われました。正式な議事録が整っていないため、次回の都市計画審議会でご報告させていただきますが、特に反対する意見はなかったと聞いております。

以上より、当該処理施設の敷地の位置につきまして、都市計画上支障がないと考えております。また、都市機能の一部として欠くことのできない施設であることから、建築基準法第51条の規定に基づき許可できるものと考えております。

最後に、今後の予定ですが、現在申請者は建築基準法の手続きと並行して、廃棄物処理法の手続きも同時に進めております。廃棄物処理法に基づく許可の見込みが出ましたら、本件につきましても、次回の長野市都市計画審議会に付議させていただき、許可に対するご審議をいただくことになります。

本日の事前説明といたしましては、以上でございます。ご意見等賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ご説明ありがとうございました。今回は建築基準法の規定に基づいた廃棄物処理施設の位置についての事前説明ということで、例えば5ページですと、工業専用地域の中に申請地がありまして、この位置がどうかということでございます。

申請の理由としましては、8ページに書かれてる通りで、処理能力が高い施設が必要であるということと、それから災害時に一般廃棄物として処理する必要があるということ、それから、情勢の変化で処理費用が請求されるような場合もございますので、その場合は一般廃棄物として処理を行うということでございまして、5トン以上の処理能力を有する既存施設を使用して一般廃棄物を処理したいということで、建築許可が必要だということでございます。

判断基準としましては10ページ以降に、周辺の状況、環境への配慮、それから運搬車両の周辺地域への影響、それから景観ということで、いずれも判断基準の中では満たしているというご判断でございます。

それから地元説明会も2回行いまして、8日に行われたものは、議事録はこれからだということでございますが、特に反対意見がないということでございました。

今回、調査事項ということで皆さんからご意見をいただきまして、次回、計画決定して良いかどうかということを皆さんにお諮りしているわけですが、何かご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員 いくつか質問させてください。現状は7ページにあるように、有価物の廃プラスチックの圧縮・結束処理と、産業廃棄物の廃プラスチックの処理をされていて、有価物の紙くずの処理もされている。これはいずれも建築許可が不要でやっておられる。

今回の場合は、特に、新たに受け入れるペットボトルというのが、一般廃棄物として出され、従来は有価物の廃プラスチックだったもの、ペットボトルがそれなりに価格が高くて、それで有価物だったということなのですね。

それがむしろ、お金を払って処理しなければいけないような、価値が相対的に下がってくる、もう或いはそういう現状が来るかもしれないということで、一般廃棄物処理施設としての認可をしていただきたいと、そういうことでよろしいでしょうか。

同じ施設で、状況が変わったというところで、新しく何か作るというよりは、そこで許可して欲しいという話なので、その辺りをもう少し具体的にどういうことなのかというのを、はぐして説明していただくとありがたいのかなと思います、お願いいたします。

○事務局　今回の処理の内容ですけれども、今まで行っていた作業と全く同じ作業になります。ただ取り扱う物品が、今おっしゃられた通り、有価物というのは廃棄物ではございませんので、有価物を処理している分には、この許可が不要でございます。

それが市場の変化によって、有価物として買い取りができず、処理費をいただいて処分をしていく場合には、例えば、ペットボトルとか古紙についても、それが一般廃棄物という廃棄物の扱いに変わります。建築基準法の中では、一般廃棄物で5トンを超える処理については、都市計画法上の位置について、許可を得なければ認められないということになっておりますので、今回の申請になったものでございます。

○委員　ありがとうございます。そうすると、そこで行っている作業自体は変わらないということなんでしょうか。

○事務局　作業自体は変わらないということです。ただ、ペットボトルに関しましては、今まで一般に搬入されていたものとは別の種類の、北信保健衛生施設組合が扱っていた市場団地へ持って行っていたペットボトルが、そのまま第2工場へ持ち込まれるということになっております。

ちょっと参考なのですが、今、画面の方で示させていただいたもので、ものによって、許可がいるらないと、変わるというところを表してますけれども、ペットボトルについては、一般廃棄物として処理する場合については、5トンを超えると圧縮・結束という作業については許可が必要になります。

ペットボトルを産業廃棄物として、圧縮・結束する場合はこれは不要になると、先ほど言った有価として買い取りしてもら場合も不要になると、こういうことになっております。

古紙についても、一般廃棄物として5トン以上になると、圧縮・結束は許可が必要、買取になった場合については、建築基準法上の許可はいらないと、こういう形になっております。

ちなみに先ほど説明させていただいた、既存施設の青い処理施設はペットボトルの破碎について、平成30年に許可したもののなのですが、破碎については5トンを超えてきていますので、許可がいるということで、平成30年に許可をとっております。以上でございます。

○委員 ありがとうございます。ペットボトルが一般廃棄物であったり、産業廃棄物であったりするというのは、家庭系であるのか事業系であるのかという違いによって、そのように変わるのでしょうか。勉強不足で、説明していただくとありがたいです。

○事務局 廃棄物対策課の中島と申します。今おっしゃっていただいた通りで、家庭から出るものが一般廃棄物。事業所から出るものは、主に産業廃棄物ということになるかと思っています。

○委員 はい。ありがとうございます。今の説明で、よく分かったのですが、処理するものというのは基本的に変わらないけれども、そのラベルが変わってくる、ペットボトルの価値が、かつてはそれなりに高かったのが有価として、この場合は、許可が必要なかったが、これが価値が下がってくると、一般的なごみというような話になりますので、特に家庭から出たごみということになると、一般廃棄物ということになりまして、許可が必要になったということではよろしいでしょうか。

○事務局 はい。

○委員 従来この施設では、有価のペットボトルも処理されていたわけですが、その量は、例えば日産どれぐらいであったのか、そして新たに受け入れる北信保健衛生施設組合から出てくるペットボトルはどれぐらいで、従来の日産何トン処理されていたものが、これを受け入れると、日産どれぐらいの処理になるのでしょうか。教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局 はい。第2工場で処理しているプラスチック類については、処理量は年間1,500トンということになっております。

○委員 従来はどれぐらいで、この申請以降、北信保健衛生施設組合のものを受け入れるとどれぐらいになるのでしょうか。

○事務局 今回の許可に関して、40トン増加するということで、全体で1,540トンの処理を行うことになります。

○委員 かつてはどれぐらいであったでしょうか。

○事務局 それ以前は、今回の許可の前は1,500トンです。この市場団地の機械がものすごく小さい機械で、処理能力が第2工場にある100分の1という、小さい処理能力しかなかったもので、その範囲でやれるものを、今回の第2工場に持ってきたということになっております。そうすると年間40トン増えるというだけです。

○委員 ありがとうございます。

○議長 その他いかがでしょうか。

○委員 11ページにある、環境への配慮というところの判断結果に関してなのですが、この騒音や振動規制について自主規制値というものを設定しておられるということなのですが、具体的な値を教えてください。

○事務局 はい。今回の騒音と自主規制値は70デシベルと定めているということでござ

います。

○委員 はい。ありがとうございます。

○議長 いかがでしょうか。

○委員 市議会議員の金沢です。反対意見ではなく質問で、8ページの一般廃棄物として廃プラスチックや紙くずを扱ういわゆる業者さんは、市内に他におられるでしょうか。

○事務局 はい。何社かございますが、具体的なお名前を挙げた方がよろしいですか。

○委員 結構でございます。独占にならないということですね。

○事務局 はい。そうです。

○委員 資料9ページですね、見出しに搬入・搬出経路と書いてあるのですが、今ここに青と赤でお示しいただいた9台というのは搬入台数を示しているのであって、搬出台数というものもここにプラスされるのでしょうか。教えてください。

○事務局 搬入した分を搬出するというので、算定上は同じ台数ということで考えております。

○委員 そうすると、18台という言い方になるのですか。月9台しか増えないと書いてありますが。

○事務局 出て行く分と入る分で、往復ということで（9台と記載している）。

○委員 そうすると11ページの、運搬車両の周囲への影響のところは月9台と書いてしまうと過少的に見えてしまうかなと思いました。

○事務局 往復ということで、この辺整理させていただきます。

○議長 18台になっても、特に大きな影響ないということで考えられると、基本的によろしいですか。

○事務局 はい。

○委員 住民説明会が行われたと書いてあるのですが、敷地境界から200メートルと対象範囲が設定されておりますけれども、そこには、地元の住民というのは何世帯ぐらい住んでいるのでしょうか。参加者は38名ですが、もっといるはずだと。どれぐらいなのか。

○事務局 事業者様から伺ってる数ですと、案内を出した数が大体191名ぐらいと伺っています。

○委員 そうすると、一般住宅もそれなりにあるってということでしょうか。

○事務局 その内訳がちょっと分からなくてですね、地主の方、それから住民の方というのを一緒に191名ということで伺っておりますので、どのぐらい住宅で、どのぐらいが地主の方の人数か分からないのですが、一定程度は（一般住宅が）あると考えております。

○委員 先ほどの許可判断基準、10ページですと、宅地化、市街化が促進する区域でないということで、宅地がそれほどないようなイメージがありますが、意外と住んでおら

れるということもあるのでしょうか。どれぐらい住んでるのでしょうか。具体的な数が分からなくても。

○議長 用途地域の許可制限の話になるかと思いますが、いかがでしょう。

○事務局 はい。6ページの、周辺の土地利用状況というのをご覧いただいでですね、この黄色で塗ってるところが住宅地になっております。この場所については、比較的昔からできている集落から若干離れたところに、工業専用地域を設定しておりまして、少し集落からのにじみ出しの住宅が何件かある、こういった地区になっております。

○委員 ありがとうございます。もう1点だけよろしいですか。こういう施設、いわゆるNIMBY施設、Not In My Back Yardという、いわゆる迷惑施設なんだろうと思いますが、長野市の場合、こういう施設が、長野市だけではありませんけども、ある一定の地域に集積するということが、よくあることだと思いますけれども、一般廃棄物の処理場等の集積状況というのを、長野市全体から見て、この地域はどのような状況であるのか、いかがでしょうか。

○事務局 はい。施設全体という形ではなく、我々が51条の許可を出しているこれまでの件数なのですけども、15件こういった許可を出しております。そのうち、この大豆島地区については5件、許可を行っております。

○委員 ありがとうございます。

○議長 その他いかがでしょうか。お願いします。

○委員 資料の数字の件で確認なんですけど、7ページの図面のところで廃プラが233.2トン、1日の処理能力ということで、8ページの文章中のところでは、既存の処理能力が232.2トンとあるのですけれども、これは数字の単なる誤りでしょうか。

○事務局 8ページの資料の訂正をお願いいたします。8ページ、232.2トンでございますけども、これが233.2トンの誤りでございます。

○委員 ありがとうございます。それともう1点すみません。市場団地の中にある処理施設のものを今回移管されるということで、搬入とか搬出の距離は、北部方面から来るということであれば、短縮されるのかなと思います。もしお分かりになればなのですが、市場団地の中のどの辺にこの処理施設があったのか、今後、もうこの施設は稼働はしないということになるのか、もしお分かりになったら、お願いします。

○事務局 4ページの申請位置図をご覧いただいて、この丸で示している、地図が小さくて申し訳ないのですが、ここに示しているところで処理をしているということでございます。

○委員 すみません、地図を見落としてました。ありがとうございます。今後、市場団地でも事業が継続されるのでしょうか。

○事務局 今回、新しく第2工場の方に持ち込まれるのは、ペットボトルの中でも、周辺への影響を配慮して、綺麗なペットボトルだけを市場団地から第2工場へ持ち込むという

ことで、ペットボトルの中にも、中に汁が残っているものですか、臭いが出るものがある
と聞いております。それを大豆島の方に持っていくことができないということで、そういっ
たものに関しては、現在の市場団地で引き続き作業を行うということで聞いております。

○委員 ありがとうございました。

○議長 よろしいですかね。その他いかがでしょうか。まだご質問あるかと思いま
すけれども、これは調査事項ですので、後で思いついてということがありましたら、また事務
局の方にご連絡いただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。調査事項です
から、できるだけお気づきの点は事務局の方にお問い合わせいただきまして、都市計画決定に
関するご審議を、後の審議会でお願ひすることになると思いますので、よろしくお願いしま
す。また、お気づきの点がありましたらまた事務局の方によりよろしくお願いいたします。

それでは、この調査事項案につきましては、議事を終了させていただきます。色々ご質問
等いただきましてありがとうございます。その他、委員の皆様方から何かございましたら、
よろしくお願いいたします。よろしいですか。

なければ、以上で議事はすべて終了となります。議長を退任させていただきます。ご協力
ありがとうございました。

◎閉会

○司会 ありがとうございました。ここで次回の審議会日程についてご案内いたしま
す。次回の審議会につきましては、令和7年1月30日木曜日午後2時より、こちらの第一・
第二委員会室で開催を予定しております。詳細が決まりましたら、改めてご通知させてい
たいただきますので、よろしくお願いいたします。終わりに都市計画課 主幹の古澤から、閉会のご
挨拶を申し上げます。

○事務局 委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただき、また、熱心にご審議を
いただきまして、誠にありがとうございました。これから年末に向けて何かと気ぜわしい時
節ではございますが、委員の皆様には体調を崩されないようご留意いただきまして、ますま
すご活躍されますようご祈念申し上げます。

以上をもちまして、「第91回長野市都市計画審議会」を閉会とさせていただきます。本日
は、ありがとうございました。